

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月22日

【四半期会計期間】 第114期 第2四半期
(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 進 藤 中

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【電話番号】 055(233)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 加 藤 正

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号
株式会社 山梨中央銀行東京支店

【電話番号】 03(3256)3131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長 築 田 裕 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成26年度 中間連結 会計期間	平成27年度 中間連結 会計期間	平成28年度 中間連結 会計期間	平成26年度	平成27年度
		(自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	24,499	29,371	28,758	50,335	55,718
連結経常利益	百万円	5,469	10,007	7,677	13,464	13,829
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,695	6,828	5,339		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円				8,753	9,452
連結中間包括利益	百万円	13,970	4,592	1,291		
連結包括利益	百万円				40,346	106
連結純資産額	百万円	212,467	232,231	233,158	237,440	235,158
連結総資産額	百万円	3,111,837	3,165,926	3,171,206	3,155,903	3,239,117
1株当たり純資産額	円	1,212.10	1,336.40	1,357.79	1,367.58	1,370.62
1株当たり中間純利益金額	円	21.25	39.62	31.38		
1株当たり当期純利益金額	円				50.38	54.91
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	21.22	39.55	31.31		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				50.29	54.81
自己資本比率	%	6.77	7.27	7.28	7.46	7.19
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	36,951	53,460	26,267	3,806	70,287
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	16,684	7,492	185,733	61,232	17,638
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	615	625	860	2,018	2,397
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	71,872	119,384	267,913		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				59,058	109,309
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,698 [675]	1,677 [659]	1,707 [677]	1,655 [666]	1,663 [659]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 「自己資本比率」は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第112期中	第113期中	第114期中	第112期	第113期
決算年月		平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成27年3月	平成28年3月
経常収益	百万円	22,051	26,978	26,272	45,471	50,921
経常利益	百万円	5,061	9,540	7,196	12,541	12,861
中間純利益	百万円	3,454	6,526	5,078		
当期純利益	百万円				8,200	8,737
資本金	百万円	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
発行済株式総数	千株	179,915	174,915	174,915	174,915	174,915
純資産額	百万円	209,333	227,592	231,683	233,178	234,648
総資産額	百万円	3,114,330	3,168,204	3,173,992	3,157,952	3,241,714
預金残高	百万円	2,673,833	2,670,741	2,685,251	2,702,503	2,720,642
貸出金残高	百万円	1,482,832	1,471,461	1,512,182	1,495,910	1,521,322
有価証券残高	百万円	1,448,499	1,493,633	1,304,693	1,518,127	1,520,946
1株当たり配当額	円	3.25	5.00	4.50	7.00	10.00
自己資本比率	%	6.71	7.17	7.29	7.37	7.23
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,656 [650]	1,639 [631]	1,665 [648]	1,616 [641]	1,624 [631]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 「自己資本比率」は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、海外経済の減速や円高などを背景に輸出や生産が一進一退で推移したほか、設備投資や個人消費も力強さを欠くなど、総じて足踏み状態が続きました。

この間の金融情勢は、英国のEU離脱問題や米国の金融政策動向などを背景に円高が進行し、また、輸出企業の業績悪化懸念等から株価は軟調に推移しました。

山梨県経済におきましては、製造業においては、半導体製造装置やスマートフォン部品関連など一部に好調な動きがみられたものの、非製造業では、これまで好調を維持してきた観光関連産業において外国人観光客が伸び悩みなど増勢鈍化が窺われました。

また、需要面では、景気の先行き不透明感から設備投資に対する慎重姿勢が払拭されず、個人消費も力強さを欠くなど弱い動きが継続しました。

当第2四半期連結累計期間の経営成績について、経常収益は、貸出金利息の減少などにより前年同期比6億13百万円減少し、287億58百万円となりました。

経常費用は、外国為替売買損の増加などにより前年同期比17億15百万円増加し、210億80百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年同期比23億29百万円減少し、76億77百万円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、同14億89百万円減少し、53億39百万円となりました。

主要勘定の増減については、預金は、多様化するお客さまの資産運用ニーズに適切かつ迅速にお応えすべく、商品やサービスの充実に努めました。しかし、譲渡性預金を含めた総預金は、金利低下の影響などにより平成28年3月末比401億円減少し、2兆8,021億円となりました。

貸出金は、中堅・中小企業向け融資の拡大や個人向けローンの増強に積極的に取り組むとともに、地方公共団体等からの資金需要にも積極的に応えました。しかし、資金需要が低調に推移したことから平成28年3月末比98億円減少し、1兆5,046億円となりました。

有価証券は、投資環境及び市場動向を見極めながら効率的な運用に努めました。この結果、平成28年3月末比2,159億円減少し、1兆3,020億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、有価証券利息配当金が増加したものの、貸出金利息が減少したことから、前年同期比3億84百万円減少し、165億30百万円となりました。

役務取引等収支は、役務取引等費用の増加などにより前年同期比2億61百万円減少し、26億44百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却益の増加などにより前年同期比30億10百万円増加し、32億6百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	16,108	805		16,914
	当第2四半期連結累計期間	15,037	1,492		16,530
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	16,911	908	31	17,788
	当第2四半期連結累計期間	15,614	1,873	70	17,418
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	802	103	31	873
	当第2四半期連結累計期間	577	380	70	887
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,890	15		2,905
	当第2四半期連結累計期間	2,647	3		2,644
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結累計期間	3,867	35		3,903
	当第2四半期連結累計期間	3,941	37		3,978
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結累計期間	977	20		998
	当第2四半期連結累計期間	1,293	40		1,334
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	275	79		196
	当第2四半期連結累計期間	3,708	502		3,206
うちその他業務 収益	前第2四半期連結累計期間	2,477			2,477
	当第2四半期連結累計期間	5,519	374		5,894
うちその他業務 費用	前第2四半期連結累計期間	2,202	79		2,281
	当第2四半期連結累計期間	1,810	877		2,688

- (注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
- 2 「相殺消去額()」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、預金・貸出業務に係る手数料及び保険等の販売による代理業務手数料の増加などにより前年同期比75百万円増加し、39億78百万円となりました。

役務取引等費用は前年同期比3億36百万円増加し、13億34百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,867	35	3,903
	当第2四半期連結累計期間	3,941	37	3,978
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,399		1,399
	当第2四半期連結累計期間	1,496		1,496
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	985	35	1,020
	当第2四半期連結累計期間	967	36	1,003
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	506		506
	当第2四半期連結累計期間	402		402
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	516		516
	当第2四半期連結累計期間	585		585
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	126		126
	当第2四半期連結累計期間	125		125
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	58	0	58
	当第2四半期連結累計期間	50	0	51
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	977	20	998
	当第2四半期連結累計期間	1,293	40	1,334
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	353	13	366
	当第2四半期連結累計期間	346	25	371

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額については、該当ありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,660,875	8,550	2,669,425
	当第2四半期連結会計期間	2,674,056	9,493	2,683,550
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,488,316		1,488,316
	当第2四半期連結会計期間	1,522,485		1,522,485
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,159,504		1,159,504
	当第2四半期連結会計期間	1,141,759		1,141,759
うちその他	前第2四半期連結会計期間	13,054	8,550	21,605
	当第2四半期連結会計期間	9,810	9,493	19,304
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	146,841		146,841
	当第2四半期連結会計期間	118,551		118,551
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,807,716	8,550	2,816,266
	当第2四半期連結会計期間	2,792,608	9,493	2,802,102

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金

3 相殺消去額については、該当ありません。

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,463,444	100.00	1,504,663	100.00
製造業	146,265	9.99	149,808	9.96
農業、林業	2,221	0.15	2,408	0.16
漁業	16	0.00	39	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1,395	0.10	4,036	0.27
建設業	35,092	2.40	37,779	2.51
電気・ガス・熱供給・水道業	25,877	1.77	29,859	1.98
情報通信業	11,777	0.80	11,936	0.79
運輸業、郵便業	66,389	4.54	79,519	5.28
卸売業、小売業	115,317	7.88	114,895	7.64
金融業、保険業	57,632	3.94	73,221	4.87
不動産業、物品賃貸業	180,252	12.32	203,071	13.50
その他のサービス業	133,384	9.11	130,421	8.67
国・地方公共団体	313,452	21.42	289,637	19.25
その他	374,367	25.58	378,026	25.12
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	1,463,444		1,504,663	

(注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

貸出金が98億円、コールローン等が22億円減少したものの、預金等も401億円減少したことなどから、262億円のキャッシュ・アウト（前年同期は534億円のキャッシュ・イン）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得を1,481億円行いましたが、売却・償還が3,348億円あったことなどから、1,857億円のキャッシュ・イン（前年同期は74億円のキャッシュ・イン）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払などにより8億円のキャッシュ・アウト（前年同期は6億円のキャッシュ・アウト）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は2,679億円（平成28年3月末比1,586億円増加）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じたものはありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成27年9月30日	平成28年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	18.22	18.44
2. 連結における自己資本の額	1,779	1,829
3. リスク・アセット等の額	9,760	9,920
4. 連結総所要自己資本額	390	396

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成27年9月30日	平成28年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	17.55	17.85
2. 単体における自己資本の額	1,707	1,763
3. リスク・アセット等の額	9,728	9,876
4. 単体総所要自己資本額	389	395

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のもに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成27年9月30日	平成28年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,423	7,488
危険債権	27,672	25,683
要管理債権	4,101	3,826
正常債権	1,437,874	1,481,080

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	398,000,000
計	398,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	174,915,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	174,915,000	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月24日
新株予約権の数(個)	1,108(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年7月30日～平成58年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 406 資本組入額 203
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株であります。
- 2 新株予約権の割当日後に当行が普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式の分割または株式の併合の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数株は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割または株式の併合の比率
- また、割当日後に当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができるものとする。
- 3 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の 1 名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までで当行所定の相続手続を完了しなければならない。
- 相続承継人は、権利行使期間内かつ当行所定の相続手続完了時から 2 ヶ月以内に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。
- 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第 1 項 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類および数
- 新株予約権の目的である株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
- 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- (注) 3 に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の取得条項
- 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
- 該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月30日		174,915		15,400		8,287

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,611	6.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	6,169	3.52
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	6,047	3.45
山梨中央銀行職員持株会	山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号	5,754	3.29
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	3,399	1.94
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	3,000	1.71
富国生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	3,000	1.71
学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号	2,977	1.70
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,871	1.64
富士急行株式会社	山梨県富士吉田市上吉田二丁目5番1号	2,657	1.51
計		46,487	26.57

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 10,611千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2,871千株

2 当行は、平成28年9月30日現在、自己株式を4,815千株(2.75%)保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成24年8月20日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年8月13日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,169	3.88
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,759	0.95
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	390	0.21
計		9,318	5.04

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,815,000		単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 168,992,000	168,992	同上
単元未満株式	普通株式 1,108,000		1単元(1,000株)未満の株式 であります。
発行済株式総数	174,915,000		
総株主の議決権		168,992	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式894株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 山梨中央銀行	甲府市丸の内 一丁目20番8号	4,815,000		4,815,000	2.75
計		4,815,000		4,815,000	2.75

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
現金預け金	109,493	268,088
コールローン及び買入手形	41,229	38,345
買入金銭債権	10,804	11,394
商品有価証券	-	10
有価証券	1, 7, 11 1,518,043	1, 7, 11 1,302,091
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 9 1,514,537	2, 3, 4, 5, 6, 9 1,504,663
外国為替	6 1,381	6 1,295
その他資産	7, 8 22,822	7, 8 24,559
有形固定資産	10 26,052	10 25,874
無形固定資産	3,239	3,301
繰延税金資産	2,506	2,319
支払承諾見返	4,561	4,461
貸倒引当金	15,555	15,199
資産の部合計	3,239,117	3,171,206
負債の部		
預金	7 2,719,829	7 2,683,550
譲渡性預金	122,418	118,551
債券貸借取引受入担保金	7 83,469	7 71,604
借入金	7, 8 20,367	7, 8 8,481
外国為替	74	60
その他負債	26,552	28,285
役員賞与引当金	46	23
退職給付に係る負債	4,152	3,769
役員退職慰労引当金	9	11
睡眠預金払戻損失引当金	261	241
偶発損失引当金	135	137
繰延税金負債	22,079	18,867
支払承諾	4,561	4,461
負債の部合計	3,003,959	2,938,047
純資産の部		
資本金	15,400	15,400
資本剰余金	8,287	8,287
利益剰余金	153,207	157,806
自己株式	2,009	2,017
株主資本合計	174,886	179,476
その他有価証券評価差額金	63,152	55,954
退職給付に係る調整累計額	4,866	4,470
その他の包括利益累計額合計	58,285	51,483
新株予約権	133	173
非支配株主持分	1,853	2,024
純資産の部合計	235,158	233,158
負債及び純資産の部合計	3,239,117	3,171,206

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
経常収益	29,371	28,758
資金運用収益	17,788	17,418
(うち貸出金利息)	9,129	8,444
(うち有価証券利息配当金)	8,553	8,867
役務取引等収益	3,903	3,978
その他業務収益	2,477	5,894
その他経常収益	¹ 5,202	¹ 1,467
経常費用	19,364	21,080
資金調達費用	873	887
(うち預金利息)	745	556
役務取引等費用	998	1,334
その他業務費用	2,281	2,688
営業経費	² 14,606	² 14,803
その他経常費用	604	1,366
経常利益	10,007	7,677
特別利益	4	-
固定資産処分益	4	-
特別損失	202	42
減損損失	54	21
固定資産処分損	147	20
税金等調整前中間純利益	9,809	7,635
法人税、住民税及び事業税	2,597	2,124
法人税等調整額	311	75
法人税等合計	2,909	2,199
中間純利益	6,900	5,435
非支配株主に帰属する中間純利益	71	96
親会社株主に帰属する中間純利益	6,828	5,339

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
中間純利益	6,900	5,435
その他の包括利益	11,493	6,727
その他有価証券評価差額金	11,518	7,122
退職給付に係る調整額	24	395
中間包括利益	4,592	1,291
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,656	1,463
非支配株主に係る中間包括利益	64	172

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,400	8,287	145,268	1,126	167,829
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映 した当期首残高	15,400	8,287	145,268	1,126	167,829
当中間期変動額					
剰余金の配当			646		646
親会社株主に帰属する 中間純利益			6,828		6,828
自己株式の取得				4	4
自己株式の処分		5		32	27
利益剰余金から 資本剰余金への振替		5	5		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			6,176	28	6,204
当中間期末残高	15,400	8,287	151,445	1,098	174,034

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	68,042	259	67,782	124	1,703	237,440
会計方針の変更による 累積的影響額						
会計方針の変更を反映 した当期首残高	68,042	259	67,782	124	1,703	237,440
当中間期変動額						
剰余金の配当						646
親会社株主に帰属する 中間純利益						6,828
自己株式の取得						4
自己株式の処分						27
利益剰余金から 資本剰余金への振替						
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	11,510	24	11,485	8	62	11,414
当中間期変動額合計	11,510	24	11,485	8	62	5,209
当中間期末残高	56,532	234	56,297	133	1,765	232,231

当中間連結会計期間(自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,400	8,287	153,207	2,009	174,886
会計方針の変更による 累積的影響額			110		110
会計方針の変更を反映 した当期首残高	15,400	8,287	153,318	2,009	174,996
当中間期変動額					
剰余金の配当			850		850
親会社株主に帰属する 中間純利益			5,339		5,339
自己株式の取得				12	12
自己株式の処分		0		4	4
利益剰余金から 資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計		0	4,488	8	4,480
当中間期末残高	15,400	8,287	157,806	2,017	179,476

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	63,152	4,866	58,285	133	1,853	235,158
会計方針の変更による 累積的影響額					1	111
会計方針の変更を反映 した当期首残高	63,152	4,866	58,285	133	1,854	235,270
当中間期変動額						
剰余金の配当						850
親会社株主に帰属する 中間純利益						5,339
自己株式の取得						12
自己株式の処分						4
利益剰余金から 資本剰余金への振替						
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	7,198	395	6,802	40	170	6,591
当中間期変動額合計	7,198	395	6,802	40	170	2,111
当中間期末残高	55,954	4,470	51,483	173	2,024	233,158

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	9,809	7,635
減価償却費	1,620	1,102
減損損失	54	21
貸倒引当金の増減()	782	356
役員賞与引当金の増減額(は減少)	21	22
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	384	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	71	383
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	3	19
偶発損失引当金の増減()	0	1
資金運用収益	17,788	17,418
資金調達費用	873	887
有価証券関係損益()	4,037	4,804
為替差損益(は益)	140	22,253
固定資産処分損益(は益)	143	20
貸出金の純増()減	25,204	9,873
預金の純増減()	32,012	36,279
譲渡性預金の純増減()	43,009	3,866
借入金の純増減()	211	11,886
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	7	8
コールローン等の純増()減	2,640	2,294
コールマネー等の純増減()	5,287	-
債券貸借取引受入担保金の純増減()	13,537	11,865
外国為替(資産)の純増()減	8	85
外国為替(負債)の純増減()	6	13
資金運用による収入	19,795	19,181
資金調達による支出	736	1,437
その他	45	1,173
小計	55,447	23,808
法人税等の支払額	1,987	2,459
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,460	26,267
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	149,254	148,140
有価証券の売却による収入	43,485	193,740
有価証券の償還による収入	115,237	141,157
有形固定資産の取得による支出	1,615	576
有形固定資産の売却による収入	4	-
無形固定資産の取得による支出	365	447
無形固定資産の売却による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,492	185,733

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	646	850
非支配株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	4	12
自己株式の売却による収入	27	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	625	860
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	2
現金及び現金同等物の増減額（　は減少）	60,326	158,603
現金及び現金同等物の期首残高	59,058	109,309
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 119,384	1 267,913

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

山梨中央保証株式会社
山梨中銀リース株式会社
山梨中銀ディーシーカード株式会社
山梨中銀経営コンサルティング株式会社

(2) 非連結子会社 3社

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合
やまなし6次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合
やまなし6次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他の有形固定資産	2年～20年

また、有形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

また、無形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権(正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権)については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末現在の要支給額を計上しております。

- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- (10) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
- (11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (12) リース取引の収益・費用の計上基準
(貸手側)
ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (14) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。)を当中間連結会計期間から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)からに該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金及び非支配株主持分に加算しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首において、繰延税金資産が111百万円、利益剰余金が110百万円、非支配株主持分が1百万円増加しております。

当中間連結会計期間の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、中間連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は110百万円増加し、非支配株主持分の期首残高は1百万円増加しております。

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

(中間連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
出資金	651百万円	645百万円

2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	2,622百万円	2,481百万円
延滞債権額	32,386百万円	31,340百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	20百万円	171百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,036百万円	3,655百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	39,065百万円	37,648百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	4,579百万円	4,063百万円

7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	316,401百万円	303,118百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,778百万円	1,350百万円
債券貸借取引受入担保金	83,469百万円	71,604百万円
借入金	20,024百万円	8,038百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	71,769百万円	71,505百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	262百万円	298百万円

8 未経過リース期間に係るリース契約債権(「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額)を、一部の借入金の担保として次のとおり供しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
リース契約債権	611百万円	735百万円
対応する債務		
借入金	343百万円	443百万円

9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	377,362百万円	377,511百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	367,412百万円	365,628百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	33,327百万円	33,761百万円

11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	963百万円	830百万円

(中間連結損益計算書関係)

1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
株式等売却益	4,334百万円	1,086百万円
貸倒引当金戻入益	456百万円	87百万円

2 「営業経費」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給料手当	6,301百万円	6,316百万円
減価償却費	1,620百万円	1,102百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	174,915			174,915	
自己株式					
普通株式	2,631	7	76	2,562	(注)

(注) 1 当中間連結会計期間中の増加株式数は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 当中間連結会計期間中の減少株式数は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
当行	ストック・オ プションとし ての新株予約 権					133	
合計						133	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	646	3.75	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月11日 取締役会	普通株式	861	利益剰余金	5.00	平成27年9月30日	平成27年12月3日

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	174,915			174,915	
自己株式					
普通株式	4,794	32	10	4,815	(注)

(注) 1 当中間連結会計期間中の増加株式数は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 当中間連結会計期間中の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少	10千株
単元未満株式の買増請求による減少	0千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オ プションとし ての新株予約 権					173	
合 計						173	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	850	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月14日 取締役会	普通株式	765	利益剰余金	4.50	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金預け金勘定	129,560百万円	268,088百万円
日本銀行以外への預け金	10,176百万円	175百万円
現金及び現金同等物	119,384百万円	267,913百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(貸手側)

1 リース投資資産の内訳

		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
リース料債権部分	百万円	7,606	7,622
見積残存価額部分	百万円	34	57
受取利息相当額	百万円	646	672
リース投資資産	百万円	6,995	7,007

2 リース投資資産に係るリース料債権部分の(中間)連結会計年度(期間)末日後の回収予定額

		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1年以内	百万円	2,429	2,438
1年超2年以内	百万円	1,942	1,948
2年超3年以内	百万円	1,428	1,427
3年超4年以内	百万円	960	970
4年超5年以内	百万円	487	494
5年超	百万円	357	343
合計	百万円	7,606	7,622

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。な

お、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	109,493	109,493	
(2) コールローン及び買入手形	41,229	41,229	
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券			
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	963	969	5
其他有価証券	1,515,879	1,515,879	
(5) 貸出金 未収収益(貸出金利息)	1,514,537		
前受収益(貸出金利息及び保証料)(1)	664		
貸倒引当金(2)	829		
	15,184		
	1,499,188	1,513,430	14,241
資産計	3,166,755	3,181,002	14,246
(1) 預金 未払費用(預金利息)	2,719,829		
	2,288		
	2,722,117	2,722,408	290
(2) 譲渡性預金 未払費用(譲渡性預金利息)	122,418		
	13		
	122,432	122,438	5
(3) 債券貸借取引受入担保金	83,469	83,469	
負債計	2,928,019	2,928,315	295
デリバティブ取引(3) ヘッジ会計が適用されていないもの	9,661	9,661	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	9,661	9,661	

(1) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結子会社の前受保証料であります。

(2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(3) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	268,088	268,088	
(2) コールローン及び買入手形	38,345	38,345	
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	10	10	
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	830	835	4
その他有価証券	1,300,073	1,300,073	
(5) 貸出金 未収収益(貸出金利息)	574		
前受収益(貸出金利息及び保証料)(1)	777		
貸倒引当金(2)	14,841		
	1,489,619	1,503,734	14,114
資産計	3,096,968	3,111,087	14,118
(1) 預金 未払費用(預金利息)	2,683,550 1,736		
	2,685,286	2,685,516	230
(2) 譲渡性預金 未払費用(譲渡性預金利息)	118,551 4		
	118,556	118,559	3
(3) 債券貸借取引受入担保金	71,604	71,604	
負債計	2,875,447	2,875,681	234
デリバティブ取引(3) ヘッジ会計が適用されていないもの	11,423	11,423	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	11,423	11,423	

(1) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結子会社の前受保証料であります。

(2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(3) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によるほか、自行保証付私募債については、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いた価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率若しくは無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における取得原価又は償却原価から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等により、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
非上場株式 (1) (2)	548	541
組合出資金 (1) (3)	651	645
合計	1,200	1,186

- (1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) その他有価証券に区分しており、前連結会計年度における減損処理額は、3百万円であります。
その他有価証券に区分しており、当中間連結会計期間における減損処理額は、1百万円であります。
- (3) 非連結子会社に該当する組合への出資金であります。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	963	969	5
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債			
合計		963	969	5

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	830	835	4
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債			
合計		830	835	4

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	64,301	30,883	33,417
	債券	936,343	898,388	37,954
	国債	621,879	592,400	29,479
	地方債	224,415	217,988	6,427
	社債	90,048	88,000	2,047
	その他	423,967	403,177	20,790
	小計	1,424,612	1,332,449	92,162
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	4,450	4,979	529
	債券	9,558	9,641	82
	国債			
	地方債	9,289	9,372	82
	社債	268	269	0
	その他	77,257	78,212	955
	小計	91,266	92,834	1,567
合計		1,515,879	1,425,284	90,594

(注) 上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(連結貸借対照表計上額及び取得原価548百万円)を含めておりません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	56,931	28,675	28,256
	債券	763,722	731,126	32,595
	国債	489,940	464,549	25,391
	地方債	196,794	191,316	5,477
	社債	76,987	75,260	1,726
	その他	387,521	367,212	20,309
	小計	1,208,175	1,127,013	81,161
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	5,198	5,698	500
	債券	81	81	0
	国債			
	地方債			
	社債	81	81	0
	その他	86,618	86,969	351
	小計	91,898	92,750	851
合計		1,300,073	1,219,763	80,309

(注) 上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(中間連結貸借対照表計上額及び取得原価541百万円)を含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

中間連結決算日(連結決算日)における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。

下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	90,594
その他有価証券	90,594
()繰延税金負債	27,435
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	63,159
()非支配株主持分相当額	7
その他有価証券評価差額金	63,152

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	80,309
その他有価証券	80,309
()繰延税金負債	24,272
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	56,036
()非支配株主持分相当額	82
その他有価証券評価差額金	55,954

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ	11,252	11,252	8	8
	為替予約				
	売建	171,905		9,722	9,722
	買建	1,239		53	53
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
合 計				9,661	9,661

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ	20,837	20,837	555	555
	為替予約				
	売建	134,688		10,909	10,909
	買建	884		41	41
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
合 計				11,423	11,423

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
営業経費	35百万円	44百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 67,200株
付与日	平成27年 7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成27年 7月30日～平成57年 7月29日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	535円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 110,800株
付与日	平成28年 7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成28年 7月30日～平成58年 7月29日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	405円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが1つ(銀行業)であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資 業務(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	10,001	13,452	5,917	29,371

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資 業務(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	9,052	13,850	5,854	28,758

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当グループは、報告セグメントが1つ(銀行業)であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	1,370円62銭	1,357円79銭

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	39.62	31.38
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	6,828	5,339
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	6,828	5,339
普通株式の期中平均株式数	千株	172,317	170,099
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	39.55	31.31
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	330	368
うち新株予約権	千株	330	368
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

2 【その他】

該当ありません。

3 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
現金預け金	109,492	268,087
コールローン	41,229	38,345
買入金銭債権	8,622	9,109
商品有価証券	-	10
有価証券	1, 7, 9 1,520,946	1, 7, 9 1,304,693
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,521,322	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,512,182
外国為替	6 1,381	6 1,295
その他資産	14,366	16,096
その他の資産	7 14,366	7 16,096
有形固定資産	25,958	25,777
無形固定資産	3,201	3,258
前払年金費用	3,025	2,889
支払承諾見返	4,561	4,461
貸倒引当金	12,394	12,216
資産の部合計	3,241,714	3,173,992
負債の部		
預金	7 2,720,642	7 2,685,251
譲渡性預金	129,118	125,251
債券貸借取引受入担保金	7 83,469	7 71,604
借入金	7 20,024	7 8,038
外国為替	74	60
その他負債	26,476	28,231
未払法人税等	1,887	1,621
リース債務	1,609	1,509
その他の負債	22,980	25,101
役員賞与引当金	46	23
退職給付引当金	179	229
睡眠預金払戻損失引当金	261	241
偶発損失引当金	135	137
繰延税金負債	22,074	18,775
支払承諾	4,561	4,461
負債の部合計	3,007,065	2,942,308

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部		
資本金	15,400	15,400
資本剰余金	8,287	8,287
資本準備金	8,287	8,287
その他資本剰余金	-	0
利益剰余金	149,710	154,047
利益準備金	9,405	9,405
その他利益剰余金	140,305	144,642
固定資産圧縮積立金	193	193
別途積立金	128,101	135,101
繰越利益剰余金	12,010	9,347
自己株式	2,009	2,017
株主資本合計	171,389	175,717
其他有価証券評価差額金	63,126	55,791
評価・換算差額等合計	63,126	55,791
新株予約権	133	173
純資産の部合計	234,648	231,683
負債及び純資産の部合計	3,241,714	3,173,992

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
経常収益	26,978	26,272
資金運用収益	17,815	17,442
(うち貸出金利息)	9,155	8,469
(うち有価証券利息配当金)	8,554	8,867
役務取引等収益	3,482	3,531
その他業務収益	556	3,886
その他経常収益	¹ 5,125	¹ 1,410
経常費用	17,437	19,075
資金調達費用	902	925
(うち預金利息)	745	556
役務取引等費用	1,188	1,515
その他業務費用	605	943
営業経費	² 14,156	² 14,350
その他経常費用	584	1,340
経常利益	9,540	7,196
特別利益	4	-
固定資産処分益	4	-
特別損失	202	42
減損損失	54	21
固定資産処分損	147	20
税引前中間純利益	9,342	7,153
法人税、住民税及び事業税	2,502	2,013
法人税等調整額	314	62
法人税等合計	2,816	2,075
中間純利益	6,526	5,078

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	15,400	8,287		8,287	9,405
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映 した当期首残高	15,400	8,287		8,287	9,405
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					
別途積立金の積立					
自己株式の取得					
自己株式の処分			5	5	
利益剰余金から 資本剰余金への振替			5	5	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計					
当中間期末残高	15,400	8,287		8,287	9,405

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	189	123,801	9,091	142,487	1,126	165,048
会計方針の変更による 累積的影響額						
会計方針の変更を反映 した当期首残高	189	123,801	9,091	142,487	1,126	165,048
当中間期変動額						
剰余金の配当			646	646		646
中間純利益			6,526	6,526		6,526
別途積立金の積立		4,300	4,300			
自己株式の取得					4	4
自己株式の処分					32	27
利益剰余金から 資本剰余金への振替			5	5		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計		4,300	1,574	5,874	28	5,902
当中間期末残高	189	128,101	10,666	148,361	1,098	170,950

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	68,005	68,005	124	233,178
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映 した当期首残高	68,005	68,005	124	233,178
当中間期変動額				
剰余金の配当				646
中間純利益				6,526
別途積立金の積立				
自己株式の取得				4
自己株式の処分				27
利益剰余金から 資本剰余金への振替				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	11,498	11,498	8	11,489
当中間期変動額合計	11,498	11,498	8	5,586
当中間期末残高	56,507	56,507	133	227,592

当中間会計期間(自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	15,400	8,287		8,287	9,405
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映 した当期首残高	15,400	8,287		8,287	9,405
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					
別途積立金の積立					
自己株式の取得					
自己株式の処分			0	0	
利益剰余金から 資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			0	0	
当中間期末残高	15,400	8,287	0	8,287	9,405

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	193	128,101	12,010	149,710	2,009	171,389
会計方針の変更による 累積的影響額			109	109		109
会計方針の変更を反映 した当期首残高	193	128,101	12,120	149,820	2,009	171,498
当中間期変動額						
剰余金の配当			850	850		850
中間純利益			5,078	5,078		5,078
別途積立金の積立		7,000	7,000			
自己株式の取得					12	12
自己株式の処分					4	4
利益剰余金から 資本剰余金への振替						
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計		7,000	2,772	4,227	8	4,219
当中間期末残高	193	135,101	9,347	154,047	2,017	175,717

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	63,126	63,126	133	234,648
会計方針の変更による 累積的影響額				109
会計方針の変更を反映 した当期首残高	63,126	63,126	133	234,758
当中間期変動額				
剰余金の配当				850
中間純利益				5,078
別途積立金の積立				
自己株式の取得				12
自己株式の処分				4
利益剰余金から 資本剰余金への振替				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	7,334	7,334	40	7,293
当中間期変動額合計	7,334	7,334	40	3,074
当中間期末残高	55,791	55,791	173	231,683

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他の有形固定資産	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権(正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権)については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。)を当中間会計期間から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)からに該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当中間会計期間の期首において、繰延税金資産が109百万円、繰越利益剰余金が109百万円増加しております。

当中間会計期間の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は109百万円増加しております。

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
株式	3,052百万円	3,052百万円
出資金	637百万円	632百万円

2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	2,492百万円	2,323百万円
延滞債権額	31,740百万円	30,680百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	20百万円	171百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,036百万円	3,655百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	38,290百万円	36,830百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	4,579百万円	4,063百万円

7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	316,401百万円	303,118百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,778百万円	1,350百万円
債券貸借取引受入担保金	83,469百万円	71,604百万円
借入金	20,024百万円	8,038百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	71,769百万円	71,505百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	262百万円	298百万円

- 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	312,777百万円	309,783百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	302,827百万円	297,899百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	963百万円	830百万円

(中間損益計算書関係)

1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
株式等売却益	4,334百万円	1,086百万円
貸倒引当金戻入益	387百万円	20百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産	647百万円	690百万円
無形固定資産	951百万円	389百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場の子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
子会社株式	3,690百万円	3,684百万円

4 【その他】

中間配当

平成28年11月14日開催の取締役会において、第114期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当による配当金の総額	765百万円
1株当たりの金額	4円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成28年12月5日

(注) 平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払を行う。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月16日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥 永 めぐみ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順 二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月16日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥 永 めぐみ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順 二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。